

第 17 章 教育・文化

第1節 学校の再開

1. 学校施設の被害と復旧

(1) 校舎等の耐震化への取組み

本市では、宮城県沖地震が近い将来において発生する可能性が極めて高いことを見据え、昭和56年以前に建設された学校施設については耐震診断を実施し、その結果を踏まえて計画的に耐震化を推進していた。平成22年4月1日現在、耐震改修率は小学校では99.9%、中学校では98.1%となっており、その後の耐震化工事により、3月11日の発災時点で耐震化が完了していなかったのは、小学校1校のみとなっていた。

(2) 市立学校の被害

①避難所としての安全確認

震災前までにほぼ全ての学校において耐震化が完了していたことから校舎の倒壊等の大きな被害はなかったが、一部の建造物の落下や壁の亀裂等もありほぼ全ての学校では何らかの被害を受けていた。地域防災計画では施設管理者（学校長）が施設の安全を確認した上で避難者を受け入れることとなっており、発災後に施設管理者は被害状況の確認を行ったものの、被害を受けた建物の安全については自らでは判断ができない状況だった。発災直後から学校には避難者が押しかけ、避難所として開設されることとなったが、教育委員会は避難所となった体育館、校舎等の安全性を確認する必要があると判断し、都市整備局に対し避難所としての安全確認を要請した。都市整備局では発災直後に被災した避難所に対しての応急危険度判定等による安全確認を行うことについて事前の想定をしていなかったため、臨時の措置として建築物調査班である都市整備局住環境整備課を中心に、局内、他局、他都市職員の応援を得て被災建築物応急危険度判定の考え方を準用し、施設の安全確認を行った。

調査は発災翌日の3月12日から3月14

日までの3日間、延べ85人を動員し、指定避難所である市内の学校施設のうち、津波被災地域の避難所を除く約170の施設について、避難所として安全に使用できるのか確認を行った。

調査後は危険と判断される注意事項について都市整備局が教育委員会へ、教育委員会が市災害対策本部および区災害対策本部へ説明し、施設管理者（学校長）は、落下のおそれがあったバスケットゴール等の危険物の撤去、立入禁止等の措置を行った。なお、避難所として使用可能かどうかを緊急に調査したため、調査結果の統計的な整理は行っていない。

②公共施設の一時的継続利用に対する安全確認

その後、小中学校の卒業式等を行うために、教育委員会から改めて都市整備局に対し、学校施設の一時的な利用に対する安全確認が要請され、実施された。調査は避難所開設後の安全確認と同様に、被災建築物応急危険度判定の調査要領を準用して3月15日から3月25日までの11日間、市立学校（小中学校、分校、市立高校、特別支援学校、幼稚園）の施設199カ所に対して行われた。

調査の結果、校舎について、全体が使用できない学校が19校、一部が使用できない学校が77校あり、体育館について、全体が使用できない学校が25校、一部が使用できない学校が52校であった。

図表 17-1-1 市立学校の被害状況

		小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	幼稚園	合計
学校数		127	64	5	1	2	199
校舎	使用不可	12	7				19
	一部使用不可	60	11	5	1		77
	軽微な被害	55	46			2	103
体育館	使用不可	15	10				25
	一部使用不可	41	8	3			52
	軽微な被害	71	46	2	1		120

※分校 2 校を含む

③被害の状況

今回の震災では耐震化がほぼ完了していたことにより倒壊した建物はなかったが、すべての学校施設において何らかの損傷はあり、中には、使用できなくなるほどの大きな被害を受けた校舎や体育館もあった。

今回の震災による被害の大きかった学校

の状況は、図表 17-1-2 のとおりである。とりわけ、宮城野区の中野小学校、若林区の荒浜小学校、東六郷小学校は、津波により大きな被害を受けた。また、青葉区の折立小学校は、周辺地域に地すべりの危険があるため、使用できない状況となった。

図表 17-1-2 被害の大きかった学校の状況
(小学校)

小学校	被害の状況
中野小学校	津波被害により、校舎、屋体が浸水し、ガラス窓、壁の破壊が発生。校庭・建物等学校全体の使用ができない状況。
荒浜小学校	
東六郷小学校	
折立小学校	周辺で大規模な地すべりが発生し、学校近隣の地すべりの先端部が敷地内に入っている。地震、降雨に伴う地すべり再発の危険が大きく、校庭・建物等学校全体の使用ができない状況。
西多賀小学校	2階袖壁付き柱がせん断破壊し、中廊下の壁に多くのせん断ひび割れが発生。壁の開口上部や梁にせん断破壊が発生し、一部の天井板が落下。
蒲町小学校	校舎西棟が 20cm 沈下し、南側に傾斜。
南光台小学校	校舎東棟全体が南西側に傾斜。柱および耐震壁にせん断ひび割れが発生し、建物接合部にずれ、床に 13cm の段差が生じた。特別教室棟の柱のほとんどが損傷を受ける。校舎中央棟の柱・梁・耐震壁などの構造躯体にせん断ひび割れが多数発生。
将監小学校	校舎の梁・壁のモルタルクラックの剥離が多数あり、耐震壁および非構造壁にせん断ひび割れが生じた。教室戸境のコンクリートブロック壁が破損。
将監西小学校	校舎建物に発生していたひびが、地震により拡幅し、校舎内外全般にクラックが多数発生。大時計設置の校舎屋上壁のコンクリートが損傷し、崩壊の危険。

(中学校)

中学校	被害の状況
愛宕中学校	普通・特別教室棟の柱や耐震壁、雑壁に曲げひび割れやせん断ひび割れが発生。雑壁の開口上部に大きなせん断ひび割れが発生し、コンクリートの塊が落下し配筋が露出している箇所がある。
西山中学校	1・2階を中心に桁行き方向の壁にせん断破壊やせん断ひび割れが多数発生。階段の下面にコンクリートの損傷が生じ、階段室3カ所中2カ所損壊。
七北田中学校	各階北側水飲み場部分の非構造壁に大きなせん断ひび割れ、せん断破壊が発生。北側廊下の耐震補強壁にせん断ひび割れが発生。その他の柱や梁などの構造躯体にもひび割れが生じている。
南光台東中学校	1階から4階まで柱および梁にひび割れが発生し、2階の開口壁がせん断破壊。雑壁のせん断による損傷が激しい。吹き抜け部のガラス等が落下し、窓枠の脱落も見られる。

写真 被害の状況 (荒浜小学校)



写真 被害の状況 (南光台小学校)



(3) 学校施設の復旧

① 応急復旧の状況

被災状況をランク付けし、このランク別に担当業者を割り振ることにより、応急復旧工事を急ぎ進め、これにより3月23日までは市立学校全体の87%が使用可となっていた。しかしながら、4月7日に発生した余震により被害が拡大し新たに1校において校舎1棟が利用できなくなった。

本市の学校199校については全ての学校において何らかの被災をしていたが、このうち約9割の学校については落下物の除去や危険部位の養生などの応急復旧を行うことにより、4月中の学校再開が可能となった。

② 本格復旧・仮設校舎の建設

復旧までにかかなりの期間を要すると考えられた重度被災校のうち、体育館や他校等で授業を行っていた学校10校(折立小学校、蒲町小学校、西多賀小学校、南光台小学校、将監小学校、将監西小学校、愛宕中学校、西山中学校、七北田中学校、南光台東中学校。なお、津波による被災小学校3校を除く。)については、まず仮設校舎を建設し、教室を確保することとした。建設に際しては当時の間借り状態をできるだけ早く解消

するために第一段階として普通教室棟を建設し、その後特別教室棟を建設することで、工期の短縮を図ることとし、普通教室棟は8月から順次建設を開始し10月末の完成を、特別教室棟は11月から建設を開始し、平成24年2月頃までの完成を目指し工事を行った。

次に、重度被災校の復旧にあたっては文部科学省の委託による一般社団法人日本建築学会の専門家による調査を基に復旧する方針とした。柱や梁など建物を支える構造に重度の被害があり、耐震性の面で使用が危険と判断した校舎、体育館について、専門家の調査においては、大半は既存の構造躯体の補修による復旧が妥当との結果であったが、一部で基礎等に対する詳細調査の実施と、その結果を踏まえた復旧方法の検討が必要との見解が示された。そこで、校舎11校、体育館7校についてさらに詳細調査を実施し、このうち蒲町小学校校舎、南光台小学校校舎、七郷中学校校舎および六郷小学校体育館については、改築による復旧の方針を決定した。

本格復旧工事の平成23年度末の進捗状況は次図のとおりであるが、今回の復旧工事は、国の補助を受けるためその申請に必要な詳細な図面の作成、写真の撮影等を行いながら実施したことや、工期が一時期に集中しているため業者が不足したことなどにより一部工期が延びることとなった。

図表 17-1-3

復旧工事の進捗状況（校舎・体育館）

【校舎】

	対象校数	平成23年度 年度内完了	未完了 (重度被災)
小学校	127校	113校	14校
中学校	63校	54校	9校
その他	9校	9校	0校
合計	199校	176校	23校

※その他：高校5、中等教育1、特別支援1、幼稚園2

【体育館】

	対象校数	平成23年度 年度内完了	未完了 (重度被災)
小学校	127校	118校	9校
中学校	63校	61校	2校
その他	7校	7校	0校
合計	197校	186校	11校

※その他：高校5、中等教育1、特別支援1

③国への要望

発災による学校施設の被害は広範囲かつ甚大だったことから、従来の補助金交付手続きにより施設ごとの設計に基づく厳密な積算を伴う国庫補助申請を行うことは現実的に不可能であることから、申請の事務手続きおよび災害査定の手続きの簡略化や被災状況に応じた補助対象条件の緩和のための一括交付金の導入、被害額・被災者数・被災面積等の外形的基準等による交付金制度の創設など、自治体の負担を軽減するための特段の措置を講ずることを6月に国へ要望した。

また、災害復旧に要する経費についても適用除外事由を廃止するとともに、仮復旧に要する諸費用を含め、公立学校施設を原形に復旧する費用全額を国庫負担とすること、また、国庫負担分の交付に際しては、自治体の資金需要についても特段の配慮を講ずることを要望した。

2. 児童生徒の安全確保・安否確認

(1) 在校中の児童生徒の安全確認

発災時は小学校では下校の直前であり、また中学校は翌日に控えた卒業式の準備中であるなど校内には多くの児童生徒が在校中だったが、学校では日ごろより宮城県沖地震の発生に備えた訓練を行っていたこともあり、教職員は迅速に児童生徒の安全を確保し、校庭に避難誘導し児童生徒の安否確認を行った上で、無事に保護者に引き渡すことができた。

今回の震災は大規模なものであったが本

市の学校管理下において児童生徒は一人も命を落とすことなく無事だった。だが一方で、残念ながら津波による被害があった学校では、津波の到達前に保護者が迎えに来て帰宅していた児童生徒や欠席して自宅にいた児童生徒のうち6名が津波により犠牲となった。

（2）学校以外にいた児童生徒の安否確認

児童生徒の中には発災時に学校にいなかった者もいるため、教職員は、発災翌日以降も児童生徒の安否確認を行ったが、通信手段の麻痺や避難先が分からない場合などは確認の手段がなく、児童生徒全員の安否が確認できるまでには1週間程度を要した。特に津波被害が甚大だった地区では、被災時には学校単位でまとまっていた児童生徒も、救出後には複数の避難所に収容されるなどし、その後の所在確認と連絡には大変な時間と労力を要した。

3. 学校再開への準備

①再開方針の指示

発災から4日後の3月15日、教育委員会では市内小中学校の全校長を招集して臨時合同校長会を開催した。校長会では学校を臨時休校にする期間（小学校は3月24日まで、中学校は3月18日まで）を示して児童生徒の安否確認を確実にすること、卒業式や始業式等、児童生徒の学校生活の節目となる行事については必ず行うように指示をした。卒業式等の開催にあたっては避難所となっている学校では避難者に十分に配慮して、式のために避難者の移動はさせないこと、また体育館が被災して使用できない学校については近隣の施設を確保するなど、各学校の事情に合わせて対応するよう依頼した。特に卒業式は、児童生徒にとっては一生心に残るものであることから、実施にあたっては各学校で十分に検討を行い、近隣校や市民センター等の利用も視野に入れ、場所を確保し、工夫して必ず開催することを重

ねて要請した。その後、教育委員会は3月24日に合同校長会、4月7日に臨時校長会を開催して学校の再開に向けた協議を行ったが、学校によって被害の度合いに差があることから、被害状況に応じて再開日に幅を持たせ、発災1カ月後の4月11日を基本としつつ4月21日までの間に始業式を行い、順次再開する方針を決定した。

しかしながら、その後4月7日の夜に発生した余震により、新たな被害が生じ、再開が遅延する学校も生じた。周辺の学校同士で教室等を融通しながら再開に向けて対応することとし、被害が大きい学校には近隣校が積極的に受入れの声掛けを行い、目標とした4月11日には8割以上の学校で、また4月22日までには全ての学校で始業式・入学式を実施することができた。

②教室の場所の確保

校舎が使用できなくなった学校は、近隣の小中学校や高校、市民センター等に教室を間借りしたほか、体育館や武道館を教室にするなどして学校を再開した。

教室の場所の確保の検討にあたっては、教育委員会では近隣の被害の少ない小中学校を数校選び、余裕教室の状況を踏まえながら併設等のシミュレーションを行った。また、学校も校長が中心となって電話等で近隣校の教室の空き状況を把握するなど、授業再開のための学校等を模索し、最終的には、児童生徒の通学距離や同一の地区等、地域の事情も考慮しながら、間借りをする学校等を決定した。一部または全部の校舎が使用できない学校の再開のパターンとして、結果的に「自校で再開する学校」と「複数の学校等を使用して再開する学校」、「学校そのものを他校等に移して再開する学校」に分かれた。

自校や他校の体育館や武道場を使用することになった学校は、ダンボール等で間仕切りして、授業を再開することとした。ダンボール教室の設置にあたっては、照明器

具の取り付けやトイレ等の確保、また、その後の夏の暑さ対策など、さまざまな問題が生じたものの、運用開始後における子どもたちの教育環境の整備について、教育委員会と学校が連携をしながら対応した。その後、前述のとおり仮設校舎を急ぎ建設し、教室を確保し、仮設校舎の使用開始はおおむね11月からとなった。

なお、体育館が教室となった学校や、仮設校舎の設置により校庭が狭隘になった学校に対しては、体育の授業や部活動の実施に係る支障ができるだけ少なくなるよう、学校外のスポーツ施設も活用することとし、その際には、スポーツ施設の使用料減免や移動に係るバス代補助等の支援を行った。

写真 体育館での授業（七郷中学校）



写真 完成した仮設校舎（西多賀小学校）



図表 17-1-4 学校・教室の移転先、仮設校舎使用開始の状況（津波被災校を除く）

区分	学校名	学校・教室の移転先	仮設校舎
小学校	西多賀小学校	自校（北校舎・体育館） 富沢小学校（校舎）	11月4日より一部は仮設校舎
	将監小学校	将監中央小学校（校舎）	11月8日より自校仮設校舎
	将監西小学校	桂小学校（校舎）	11月7日より自校仮設校舎
	蒲町小学校	蒲町中学校 （校舎・体育館・武道場）	11月7日より自校仮設校舎
	南光台小学校	南光台コミュニティ・センター 南光台児童館 八乙女中学校（校舎） 南光台中学校（校舎・武道場）	11月7日より自校仮設校舎
	折立小学校	折立中学校（校舎・武道場） 折立市民センター	11月7日より折立中学校敷地内仮設校舎
中学校	愛宕中学校	自校（体育館・武道場）	11月4日より自校仮設校舎
	南光台東中学校	南光台東小学校（校舎）	11月4日より自校仮設校舎
	根白石中学校	根白石小学校（校舎） 根白石市民センター	建設せず（8月9日より自校本校舎で授業再開）
	七北田中学校	七北田小学校（校舎） 仙台商業高校（プレハブ校舎）	11月4日より自校仮設校舎
	西山中学校	一部は自校の武道場	11月7日より一部は仮設校舎
	七郷中学校	一部は自校の体育館	建設せず（5月16日より自校本校舎で授業再開）
	住吉台中学校	住吉台小学校（校舎）	建設せず（4月26日より自校本校舎で授業再開）

③津波被災校の再開

津波により校舎の使用ができなくなった3校は、中野小学校は中野栄小学校の、荒浜小学校は東宮城野小学校の、東六郷小学校は六郷中学校の校舎に当面の間は間借りすることとした

再開にあたっては、引越し業者や自衛隊、PTA等の協力を得ながら受入れ校へ机や備品などの搬出・搬入を行うとともに、卒業式や修了式、入学式の挙行にあたっては、被災校と受入れ校側の学校教職員、教育委員会が綿密な打合せを行い、連携して取り組んだことにより大きな問題が生じることなく対応できた。また、児童生徒が避難所や応急仮設住宅、親戚宅等、元々居住していた地域ではない場所にいることもあり、スクールバスによる登下校を行うこととした。

なお、津波で被害を受けた学校の再開に向けては、教育委員会内に担当チームを設置してバックアップする体制を取り、児童生徒の安否確認、卒業式・入学式等の開催準備など、多岐にわたって津波被災校の教職員を支援した。

4. 被災児童生徒への支援

(1) 児童生徒への心のケア

教育委員会は3月15日に招集した臨時校長会の際に全校長に対して、3月24日までの間に一度は学校の登校日を設けて児童生徒との面談を行い、発災後に児童生徒がどのような心境で過ごしているか、災害により心に傷を負っていないか、ストレス等を抱えていないかなどを聞き出し、児童それぞれのケースを把握するように指示するなど、早い段階から心のケアに配慮した。また発災後も児童生徒の心のケアを継続的、長期的に行うためさまざまな取り組みを行った。

①心のケア緊急支援チームの派遣

今回の震災においては、津波による被害

を目の当たりにしたり、家族に犠牲者が生じたりして心に大きなダメージを受けた児童生徒も多くおり、そのような児童生徒には特に心のケアが必要とされた。そこで、教育委員会は、3月19日から臨床心理士等による心のケア緊急支援チームを学校へ派遣し、第1次支援として、主に重度の被災校を中心に避難所等で延べ233人の児童生徒と面接を行い、急性ストレス症状を有する児童生徒の調査や状況の把握などを行った。また、4月下旬から行った第2次支援以降では児童生徒だけでなく、保護者への対応や、さらには教員へのアドバイスなどを行い、平成24年3月末までの間、心のケア緊急支援チームを7次にわたって学校に派遣した。

②教職員の研修

学校の再開にあたって、全学校を対象として教職員の職種(校長、管理職員、担任、養護教諭等)ごとに、阪神・淡路大震災や北海道南西沖地震の奥尻島で児童生徒の心のケアに関わった専門家による研修会を行った。ここでは、今後、時間の経過とともに児童生徒の心や症状にどんな変化が起きるか、児童生徒にどのように接していけばよいのかアドバイスを受けるなど、それぞれの役割に応じた児童生徒への支援の方法について具体的に学んだ。これらを通じて、教職員が児童生徒の心の状態を理解し学校全体で心のケアに取り組むことができる体制をつくった。

③スクールカウンセラーの配置、派遣

本市においては、いじめや不登校等に関して児童生徒や保護者対象のカウンセリングや教職員への助言を行うスクールカウンセラーを全ての市立中・高・中等教育・特別支援学校・高校ならびに小学校86校に配置していたが、学区内における津波の被害が甚大だった小学校4校(荒浜小学校、中野小学校、岡田小学校、東六郷小学校)に新

たにスクールカウンセラーを配置するとともに、これまで配置や派遣を行っていなかった 39 校の小学校に対しても派遣を行った。

④関係機関との連携強化

震災による孤児等の緊急保護が必要な児童生徒に対して子供未来局、児童相談所と連携して対応するとともに、学区内における津波の被害が甚大だった小学校 4 校に対しては精神科医の定期的な派遣を行うなど、児童相談所や医療機関との連携を図りながら対応した。

⑤心のケア推進委員会

教育委員会では、今後どのような形で児童生徒への心のケアを行っていくべきかを検討するため、医師、臨床心理士等 15 名からなる「心のケア推進委員会」を設置し、委員会が出された意見、提言等を参考にしながら児童生徒への心のケアを実施した。

(2) 教職員の体制強化

発災翌月は例年であれば教職員の人事異動の予定であったが、津波により被災した児童生徒へのケアや避難所運営の課題もあったことから、教育委員会は教職員の人事上の配慮も必要であると判断し、被災校の管理職や親を震災で亡くした児童生徒の担任等はできる限り異動させない方針を決めた。異動を予定していた教職員の留任や兼務発令、退任する管理職の再任用などを行うことにより、児童生徒に対し新年度以降も継続的な対応がとれる体制を取った。

また、国による教育復興支援のための教職員の加配として、平成 23 年度は小学校 21 校に 28 人、中学校 8 校に 14 人の教職員を追加で配置し、そのうち、北海道教育委員会から 9 人、栃木県教育委員会から 3 人、兵庫県教育委員会から 1 人の合計 13 人について、地方自治法に基づく派遣教職員により配置した。

(3) 学用品の支援

学用品の給与については、当初はそのほとんどを災害救助法により支給する方向で準備を開始した。実際には義務教育課程の学校の教科書については新年度のものを支給することになったことから、他市町村からの転入者等を除き「義務教育諸学校の教科用図書は無償措置に関する法律」に基づく義務教育教科書無償給与制度により対応することとなった。

また、文房具等については、仙台文具事務用品組合からいち早く支援の申出があり、津波で被災した児童生徒約 600 名分の文房具や辞書等、40 品目以上の学用品を、始業式・入学式に間に合うように被災校に届けることができた。その後、公益財団法人日本ユニセフ協会からは副教材と体育着・水着等が届けられた。津波被災校に限らず、市内のほとんどの学校に被災した児童生徒が転入していたことから、支援希望物品の取りまとめや学校、支援団体、業者との連絡・調整は困難を極めたが、両団体からの手厚い支援により、被災児童生徒の学用品のほとんどを賄うことができた。

これとは別に、仙台市 P T A 協議会の呼びかけによる物資支援は、ランドセル約 6,000 個、衣類等がダンボールで約 8,000 個にも及び、それらは全国から届けられた大量の支援物資とともに、本市教育センター（宮城野区鶴ヶ谷北）のアリーナに一時保管した。6 月中旬には、仙台市 P T A 協議会、教育委員会、学校関係者、ボランティア等で集中的に仕分け作業を行い、市内外の被災校や避難所に支援物資を届けた。ランドセルは、ランドセル会社からの支援もあり、1 年生から 3 年生には新品を、4 年生以上には中古のランドセルを支援した。残った中古ランドセルのうち約 3,000 個を 1,000 個のランドセルに再製してもらい、残った衣類とともに学校で一時保管することとした。

そのほか、就学に必要な通学用品等

については、災害救助法により給付した。
 なお、津波によって学用品を流失した高等学校の生徒への対応については、文房具等は義務教育の学校と同様に支援物資により供与し、教科書、教材、その他の学用品については災害救助法によって給付を行うこととした。

図表 17-1-5

災害救助法による学用品の給与（学用品等）

学用品等	支給人数	経費
小学校	460 人	1,865,500 円
中学校	400 人	2,251,500 円
高等学校	165 人	792,000 円
合計	1,025 人	4,909,000 円

図表 17-1-6

災害救助法による学用品の給与（教科書等）

教科書等	支給人数	経費
小学校	194 人	185,053 円
中学校	229 人	751,341 円
高等学校	163 人	2,311,122 円
合計	586 人	3,247,516 円

（4）学習支援

4月下旬から、津波で校舎に被害を受けた3校（中野小学校、荒浜小学校、東六郷小学校）に、教育センターの指導主事と長期研修員のチームを派遣し、約2カ月間、学校支援を行った。その後、荒浜小学校と

東六郷小学校には、夏季休業前まで神戸市教育委員会から指導主事の派遣を受け、児童への学習支援等を行った。また、夏季休業中には、甲府市教育委員会から23名の教員の派遣を受け、高砂中学校、蒲町小学校、鶴谷東小学校の3校において学習支援を行った。さらに、5月からは、大学生のボランティアによる授業補助や休み時間の遊び相手、放課後の学習支援など継続的な支援を行った。

5. 学校給食の被害と復旧・再開

（1）本市の学校給食体制

本市では、学校給食センターと単独調理校の2つの方式により、小学校・中学校・特別支援学校・定時制高校・中等教育学校（前期課程）において、完全給食を実施している。

震災前は6カ所の学校給食センターが小学校53校、中学校50校、中等教育学校1校の計104校を対象に給食を提供しており、その他の89校が単独調理校であった。

いずれの方式においても、本市の給食施設でおかずを調理し（宮城学校給食センターと一部の単独調理校では米飯の炊飯も実施）、主食と牛乳については外部の業者が各学校へ直接配送する方式をとっている。

図表 17-1-7 各給食センターの配食状況等

区分	太白学校給食センター	荒巻学校給食センター	高砂学校給食センター	宮城学校給食センター	野村学校給食センター	加茂学校給食センター
能力	15,000 食	11,000 食	11,000 食	2,000 食	11,000 食	8,000 食
配食数	23 校 11,739 食	22 校 9,983 食	19 校 9,760 食	4 校 1,678 食	26 校 10,209 食	10 校 5,785 食
炊飯	炊飯なし	炊飯なし	炊飯なし	炊飯あり	炊飯なし	炊飯なし

(2) 学校給食施設の被害と対応

発災直後から、全給食センターと全単独調理校の調理室を対象に現地調査を行ったが、機器や配管類の被害状況は、電気やガスをはじめとするライフラインの復旧後でなければ確認が難しく、施設全体の安全が確認できるまでには一定の時間を要した。

学校給食センターの被害状況は図表 17-1-8 のとおりであった。単独調理校 89 校のうち、特に被害の大きかった学校については、学校自体が他の学校に移転となったことから、移転先の給食提供方式によって提供することとした。

なお、それ以外の単独調理校の給食施設については、おおむね被害は軽微であったが、再開時にはガス機器やボイラー等の点検が必要となり、復旧には一定の時間を要した。また、プロパンガスを利用している一部の施設については、早く復旧できると見込まれたが、実際には食材納入業者からの食材の安定供給が行われない段階での再開は困難だった。

加茂学校給食センター	内部壁亀裂、天井・排気フード亀裂・破損落下、照明・換気口落下等
------------	---------------------------------

図表 17-1-8 学校給食センターの被害状況

施設名	4月当初の被害状況
太白学校給食センター	内部壁亀裂、天井・排気フード亀裂、換気口脱落等
荒巻学校給食センター	敷地地盤沈下・亀裂、給排水管損傷、内部壁亀裂、天井・排気フード亀裂・破損落下、照明・換気口落下等
高砂学校給食センター	敷地地盤沈下・亀裂、給排水管損傷、内部壁亀裂、天井・排気フード亀裂・破損落下、照明・換気口落下等
宮城学校給食センター	内部ガラス破損、内部壁亀裂等
野村学校給食センター	敷地地盤沈下・亀裂、給排水管損傷、内部壁亀裂、天井・排気フード亀裂・破損落下、照明・換気口落下等

(3) 炊き出し等への協力

単独調理校のうち 43 校において給食関係の職員が避難所への炊き出し協力を行った。また、炊き出しの調理に給食施設を使用した学校は 1 校、食材や食器の洗浄協力を行った学校は 3 校、食材の保管への協力を行った学校は 9 校であった。そのほか、調味料や洗剤等の消耗品の貸し出しを行った学校は 34 校となっており、避難所等への食材の提供についても 18 校で行った。このほか市内 6 カ所の学校給食センターは、市内医療機関や近隣の避難所等へ食材の提供を行った。

(4) 食材納入業者の被災による供給停止

今回の震災では、本市に学校給食用米飯や牛乳、各種食材を納入している民間業者の施設も大きな被害を受けたことから、本市の学校給食運営には多くの支障が生じた。

(ア) 米飯納入業者の被害状況

本市の学校に米飯を供給している民間業者は 3 業者であるが、いずれも米飯炊飯ラインの損傷や建物の被害があり、燃料の確保も不安定な状況だったことから、4 月中の再開は見込めない状況だった。そのため、5 月からの再開を目指して復旧作業を行い、その結果、5 月 2 日より供給を再開した。

(イ) パン納入業者の被害状況

本市に学校給食用パンを供給している業者は 1 業者のみであるが、施設の被害は軽微で、また、熱源はプロパンガスを使用していたことから、早期の供給再開が見込まれた。業者は後述する簡易給食開始日の 4 月 18 日から業務を再開し、市内の全校に毎日、パンの供給を行った。ただし、業者が他市町村分の生産を行う必要があることか

ら本市への毎日の供給は4月中のみとした。

(ウ) 牛乳納入業者の被害状況

本市に牛乳を供給している業者は3業者だったが、特に仙台新港にあった1業者は、津波により甚大な被害を受け、配送車両も流されたことから、復旧は夏頃までかかることが予想された。しかしその後、この業者では他県から牛乳を確保することで供給できる見通しが立ったことから、4月18日からの簡易給食に合わせて3業者が揃って牛乳の供給を再開した。

(エ) 食材納入業者の被害状況

食材の供給に関しては給食用食材取扱業者のほか、野菜、魚類、肉類の専門業者が、各学校給食センターや単独調理校へ食材を供給している。各業者とも倉庫や冷凍庫・冷蔵庫等が被災し、復旧には最大で40日程度を要することや、食材の生産者や加工場

も被災したため、必要な数量が確保できない食材が多数出ることが予想された。そのため4月13日に業者と情報交換会を開催し、食材の流通や調達の今後の見通し等を確認した上で、4月下旬より供給を再開した。

(5) 給食の再開

①簡易給食の実施

早期の給食の再開に向けては施設の復旧のほか、物資の安定調達も必須の条件であることから、給食設備の被災状況と復旧のめど、米飯やパン、牛乳、食材の調達見込みなどを納入業者に確認し、検討した結果、4月中は食材等の流通事情や本市の調理施設の状況に左右されず、かつ、すべての児童生徒に等しく提供可能なパンと牛乳による簡易給食を実施することとし、4月18日から4月28日までの延べ9日間、全市で統一して提供した。

図表 17-1-9 学校給食の再開状況

種別		4月	5月	6月	7月	8月	9月	
単独調理校			完全給食再開					
給食センター対象校	宮城学校給食センター	施設の点検、ライフラインの復旧、食材供給の安定化	完全給食再開					
	太白学校給食センター		施設修繕 主食給食	完全給食再開				
	高砂学校給食センター							
	野村学校給食センター							
	加茂学校給食センター		簡易給食	施設修繕		完全給食再開		
	荒巻学校給食センター			主食給食		一部調理再開	修繕継続	完全給食

②完全給食の再開

その後、被害状況の確認や点検の結果、校舎が使用できない学校を除いた単独調理校と、被害が少なかった宮城学校給食センターでは、都市ガス等のライフラインが復旧し、食材流通の安定化が見込まれた5月2日から完全給食を順次再開した。残る学校給食センターについては、復旧までの間、主食、牛乳等による「主食給食」を提供して対応したが、完全給食を再開している単

独調理校等との格差が課題となったことから、学校給食センターの復旧工事を急いだ。その結果、太白学校給食センターと、PFI事業施設である高砂および野村学校給食センターは5月中に復旧工事を終え、6月1日から完全給食を再開したほか、加茂学校給食センターも6月中旬に復旧し、6月27日から完全給食を再開した。

残る荒巻学校給食センターも6月下旬に仮復旧し、7月1日から一部調理（汁もの

のおかず)を再開したことから、この日から市内すべての小・中学校において主食・牛乳・おかずの揃った給食提供が可能となった。荒巻学校給食センターはその後、煮炊室、揚げ焼き室の補修工事を行い、8月26日から完全給食を再開した。

③移転校での給食再開

教室の移転を余儀なくされた学校では、体育館や武道場の仮教室、あるいは市民センターといった施設で授業を再開した。また、被害が大きい学校では他校の校舎に間借りしている場合もあるが、施設によっては、給食の喫食や配送・配膳を想定していない上に、上層階へ食器や食缶を荷揚げする昇降機がないなど、給食の提供に困難をきたすケースがみられた。

こうしたケースに対しては、健康教育課や各学校給食センター、各学校の職員が現地確認を行いながら、応急的な施設改修や必要物品の調達、リフト付配送車や補助員の手配、パート職員の補充についての協議を行い、可能な限り衛生管理体制を確保することと併せて課題解決を図った。

なお、これらの学校については、その後の仮設校舎の建設時においてもより良い給食提供環境を実現するために再度、学校現場や施設整備関係課との調整を行った。

④仮設校舎への学校給食対応について

11月には、津波被災校を除く10の被災校が順次仮設校舎に移転した。これらの仮設校舎には給食受入室や給食用エレベーター、手洗い場等の設備も設置されたことから、学校給食提供に関しても安全で衛生的な実施環境が整った。

6. 放射性物質による汚染の懸念への対応

(1)校庭の空間放射線への対応

①空間放射線量の測定

東京電力株式会社福島第一原子力発電所への対応として、6月には全ての市立学校、

保育所、公園等の約750カ所で簡易型放射線測定器による空間放射線モニタリングを実施した。その後、市域を2km四方の63ブロックに分け、各ブロック内の学校、保育所、公園など各1カ所について(市立学校はそのうち36カ所)、週1回のモニタリング調査を継続実施している。また、12月上旬からは測定器の中学校への配置を進め、近隣小学校も必要に応じて校庭等の空間放射線量が測定できるようにした。

②空間放射線量の低減対策

空間放射線量が毎時0.23マイクロシーベルト以上となった土壌については、環境省が制定した「除染関係ガイドライン」に準じて線量の低減対策を行った。

本市においては除去された土壌は比較的少量であったため、最終処分するまでの間、環境省「除去土壌の保管に係るガイドライン」に準じ除去した現場等の地下に保管する形態を原則とした。

具体的な方法は、基準を超えた土壌をすきとり、耐候性の土のうに入れ、除去土壌が埋設できる大きさに地面を掘り下げ、地下水や雨水の影響を受けないよう土のうを遮水シートで包み埋設した。覆土の厚さが30cm以上となるよう盛土し、仮保管箇所の空間放射線量を測定して基準値以下であることを確認した。

また、境界や既存構造物から仮保管箇所までの距離を測定して位置図を作成し、将来最終処分場所が決定し仮保管した除去土壌を取り出す時に埋設した仮保管箇所がわかるようにした。

(2)屋外プールの水の放射能測定

夏の水泳授業の開始を控え、学校の屋外プールの使用に不安の声が多く寄せられていたことから、各区の小・中学校において最も早くプールに水を張った5校(五橋中学校、東宮城野小学校、六郷中学校、富沢中学校、加茂小学校)を対象として、6月

3日に採水を実施し、東北大学に放射能測定を依頼した。

測定結果では5校全てについて、放射性ヨウ素、放射性セシウムともに不検出であり、有識者からも学校プールの使用は問題ないとの評価を受けたことから、6月17日付けで各学校あてに、見合わせていた水泳授業の開始について通知を行った。

その後、前述の5校に加え、各区の空間放射線量の測定結果において比較的高い数値を示した学校(台原中学校、田子小学校、古城小学校、東四郎丸小学校、鶴が丘小学校)も測定対象に加え、プール使用シーズン中は1カ月に1回、定期的に測定を実施したが、いずれのプールの水についても放射性ヨウ素および放射性セシウムは検出されなかった。

(3) 学校給食における対応

学校給食の再開が進むにつれ、保護者から、給食用食材の産地に関する問合せや食材への放射能汚染を不安視する声が多数寄せられるようになった。これらを受け、単独調理校においては給食日よりや給食室前の掲示等によって、給食センターにおいてはホームページを活用することによって、食材の産地情報を公表することとした。

放射能汚染への不安に対しては、生産地・出荷地において放射性物質検査を実施しており、市場に流通している食材は安全であるとの認識のもとに、使用食材や産地の制限をすることなく給食を提供し、保護者に対しては安全である旨の説明に努めた。

しかしながら、完全給食再開以降、放射性物質が含まれた稲わら等を給与された可能性のある牛の牛肉を、複数校において提供していたことが8月に判明し、給食用食材に対する不安が高まることとなった。

こうした経過を受け、9月より、給食で使用する予定食材の放射性物質検査を行うこととし、週1回、2～3品目のサンプリング検査を実施し、結果を公表している。

(詳細は第4章 第9節 3.(2)を参照)

さらに、この検査に加え、実際に納品された食材の検査を行う方針を固め、各学校給食センターに配備する簡易型検査器6台を平成24年3月に調達した。

なお、こうした対応に努めたが、保護者の判断により、弁当等を持参している児童生徒が一定数おり、平成24年度以降も弁当の持参が継続することが予想されたことから、申請者に対する給食停止および弁当等の持参を学校長の判断により認めることができることとした。

7. 児童生徒による故郷復興プロジェクト

発災から2カ月が経過した5月11日、「復興へ！学校の力結集！」を合言葉に市立小・中学校の児童生徒と教職員、保護者、地域が連携して登校時のごみ拾いによる環境美化活動や、朝のあいさつ運動などを各所で展開し、子どもたちの笑顔と活力で、まちを明るく、元気にしようというプロジェクト「児童生徒による故郷復興プロジェクト」を始めた。

「復興へ！学校の力結集！」をスローガンとして児童生徒ならびに教職員が地域住民と協力しながらさまざまな活動を行い市民に向け広報・啓発することにより、市民の震災復興に向けた意識高揚を図り、さらには児童生徒一人ひとりに将来を担う市民であるとの自覚を持たせることをねらいとして、平成24年3月まで全市立学校で震災復興に向けたさまざまな活動を行ってきた。

各学校が特色を生かし、あいさつ運動や地域清掃等の活動を次のとおり行った。

(ア) 第1弾(5月11日)

活動の第1弾として各学校区内において、児童生徒と教職員による環境整備活動(地域清掃等)あいさつ運動、保護者や地域住民等による巡回活動を実施した。

(イ) 第2弾 (7月11日)

区ごとに設定した会場校において各学校の代表児童生徒が復興に向けた意見交換を行う「故郷復興サミット」を開催した。

(ウ) 第3弾 (11月11日)

7月の「故郷復興サミット」において提案された活動（黙祷、合唱、植樹、応援旗の披露等）を各学校で実施した。

(エ) 第4弾 (12月12日)

各学校区内において児童生徒と教職員による環境整備活動（地域清掃等）やあいさつ運動、保護者や地域住民等による巡回活動を再び実施した。

そのほかの活動としては、市立小・中学校の全児童生徒約8万人が、復興への思いを込めた七夕飾りを制作し、仙台七夕まつり（8月6日～8月8日）の会場に展示した。また、平成24年3月4日からの約7週間、市立小・中学校189校の児童生徒が、復興への願いを込め制作した応援旗を市内の商店街に掲示した。

写真 クリスロード商店街に掲示された市立小・中学校の児童生徒が制作した応援旗



(平成24年3月6日撮影)

8. 総括

本市においては、近い将来の発生が確実視されていた宮城県沖地震に備えて、早い段階から学校の校舎等の耐震化を着実に進

めてきており、発災時点では、1つの小学校の校舎を除いて校舎等の耐震化が完了していた。その効果もあり、今回の震災においては、倒壊する校舎等が生じることもなく、その結果として、学校に在籍していた児童生徒にも大きな負傷者は生じなかった。しかしながら、この耐震化はあくまでも倒壊を防ぐことを目的とされていたため、実際に生じた校舎等の建物のダメージは決して小さいものではなく、そのため、多くの学校で自校の校舎で授業を再開することができず、体育館を間仕切り教室として使用したり、他の学校に間借りしたりして授業を行うなど、子どもたちの学校生活に大きな影響を与えることになった。

また、今回の震災による子どもたちへの影響は学校生活だけではなく、当然、学校以外でもさまざまな場面において生じていた。例えば、今回の津波被害において、自宅が流されたり、家族が亡くなったりするなどの直接的な影響を受けている子どもや、その当時目にした津波に対する恐怖心など、感受性の高い子どもが受けた影響は決して小さくなく、教育委員会においても、これまで、教職員の取組みにとどまらず、専門家等の支援も得ながら、児童生徒の心のケアに全力を尽くしてきた。

今後は、被害の大きかった校舎等の復旧を急ぎ、一日でも早く子どもたちにとっての教育環境を元の状態に戻すとともに、子どもたちが受けた心の傷を長期的にケアしていくことが重要である。

第2節 学校における防災教育

1. これまでの取り組みと成果

本市では児童生徒の地震災害に関する知識を深め災害への対応力を高めるため、学校教育活動全体の中で児童生徒の発達段階や学校等の実態に応じて各教科の学習と関連を図った防災学習や、特別活動を通じた防災学習の実施など、防災教育の推進に努めてきた。また、あらゆる場面を想定した防災訓練の実施や地震体験車「ぐらら」を活用した体験学習等を行い、教職員については災害時における学校の対応マニュアルの整備などを行っていた。今回の震災では発災後も児童生徒は落ち着いて整然と避難を行い、学校管理下においては一人の死傷者も出なかったことから、これまでの取り組みには一定の成果があったといえる。

2. 学校における新たな防災教育の取り組み

(1) 災害対応マニュアルの見直し

東日本大震災を受けて、平成23年度に学校における災害対応マニュアルの大幅な見直しを行った。教育委員会では、マニュアル作成の手引きを作成するとともに、「地震対応マニュアル(例)」を作成して、全市立学校に示し、各学校ではこれらを参考にしながら、地域の特性と児童生徒の実態等を踏まえ、従前のマニュアルを見直して、平成24年度版の学校独自のマニュアルを作成した。

これらのマニュアルは、地震対応に特化したものとし、次のような改訂を行った。

まず、学校所在地の地域特性を考慮し、発災後の避難場所として、第一次避難場所だけでなく、第二次避難場所の特定と第二次避難場所までの経路の確認、避難訓練の実施を盛り込んだ。

また、学校外活動中(例えば修学旅行等)の地震発生への対応について、事前の現地確認や情報収集を防災の観点からも行うことや、活動中に大地震が発生したときの避

難場所や連絡方法の確認、事前の児童生徒への指導内容などを明記することとした。

さらに、市内いずれかの地域で震度5強以上の地震が観測されたときには、その地域に限らず全校が保護者引渡しや集団下校など通常とは異なる非常時下校体制をとることとした。各学校の対応については地域特性を考慮して定め、保護者への周知を図ることとし、そのために教育委員会では市内全児童生徒の保護者向けのリーフレットを作成して配布した。

そのほか、授業再開に向けたマニュアルを見直し、発災直後の初期対応とその後の対応の2段階での対応を行うこととしたことや、避難所運営支援マニュアルについても避難所としての開放場所の利用図を作成し、教職員以外の体育館の鍵の保有者なども明記することとした。特に沿岸部23校では校舎の鍵も近隣住民に預けておくこととした。

各学校で作成したマニュアルは全職員が必携し、年度当初に研修会を行い発災時の対応についての共通理解を図るとともに、近隣の町内会長やPTA会長にも配布することにより、地域・保護者にも理解してもらうよう努めた。

(2) 新たな学校防災教育の指針の策定

教育委員会では、11月に「新たな学校防災検討会議」を発足させ、これまでの防災教育についての成果と課題を明確にするるとともに、今後の防災教育の指針について検討した。

3回の検討会議での議論を踏まえ、平成23年度末に策定した指針においては、本市の学校防災教育の目指すものを、「『自助』としての、災害に関する正しい知識や対応方法を身に付け、非常時に冷静に判断し、臨機応変に自らの安全を確保できる力を児童生徒に身に付けさせること」と「『共助』

としての、非常時に進んで他の人や地域の力となれる児童生徒を育成すること」とした。

また、今後の学校における取組みとしては、次の7点を盛り込んだ。

- ①学校教育活動全般を防災の観点から広く見直し、関連付けて、防災教育として再構築する。
- ②防災対応能力としての知識・技能・態度を児童生徒に身に付けさせるために、教科や道徳、総合的な学習の時間、特別活動などを関連付けた全体計画や年間指導計画を作成する。
- ③児童生徒に実践的な力を育むために、指導内容や方法を工夫する。なお、指導にあたっては、教育委員会作成予定の副読本の活用を図る。
- ④「自分づくり教育」等との関連を図りながら、地域のために行動する多様な活動場を設定し、非常時に地域の力となって活動できるための知識・技能・態度を育てる。
- ⑤「地域とともに歩む学校づくり」の一環として、地域防災の観点からも、地域との連携をさらに推進する。そのために、保護者にとどまらない地域全体への学校公開を進める。あわせて、学校地域支援本部の設置や組織の在り方についても検討を進める。
- ⑥避難訓練に関しては、さまざまな時間帯や場所を想定し、状況設定も工夫して行う必要がある。また、引渡し訓練や集団下校訓練、地域や関係機関との合同の訓練など、多様な訓練を計画的に実施する。
- ⑦登下校時、帰宅時、休日など、児童生徒が学校外にいる時の発災を想定し、各家庭で約束事を決め共通理解しておくことの大切さについて、必要な情報提供を積極的に行い、各家庭での確認事項を学校も把握しておく。

3. 今後に向けて

災害対応マニュアルについては、有識者による評価を参考にしつつ、本市の地域防災計画や避難所運営マニュアルの改訂に合わせ、さらに見直していく必要がある。また、各学校のマニュアルについては、地域の特性に応じた改訂を進めるとともに、教職員や地域町内会等との共通理解をより一層進める必要がある。

新たな学校防災教育の推進については、引き続き実践を積み重ねていくことで、防災教育のカリキュラムを充実させていくことが求められるほか、これまでの成果をさまざまな方法で発信することにより、すべての学校の防災教育の水準を引き上げていくとともに、全国の学校に向けて成果を発信していくことが必要である。

また、仙台市教育センターが中心となって、学校防災教育に活用するための「防災副読本」（暫定版）を平成23年度中に作成したが、今後は、暫定版に対する意見や要望を踏まえながら更なる改訂を行い、平成25年4月に市内全児童生徒に完成版を配布することとしている。

第3節 生涯学習施設、文化施設、スポーツ施設の再開

1. 被害状況

生涯学習、文化、スポーツの各施設は耐震化を進めていたこともあり、一部の施設を除いて建物の構造体そのものには大きな

被災はなかったものの、天井や壁等の構造物の落下やスプリンクラーの破損などが多く発生し、結果的に施設の利用再開を大きく遅らせる要因となった。

図表 17-3-1 主な生涯学習施設、文化施設、スポーツ施設の被害状況

	施設名	主な被害状況
生涯学習施設	市民センター	大破 2館（鶴ヶ谷市民センター、南光台市民センター） 天井一部落下、地盤沈下等 中破 22館 内壁亀裂等、小破 21館
	博物館	天井一部破損、壁石破損、展示ケース破損、防災垂れ壁破損等
	科学館	天井一部破損、空調配管・ダクト類破損、壁面亀裂等
	男女共同参画推進センター （エル・パーク仙台）	スプリンクラー破損、壁面亀裂、天井一部損傷
	男女共同参画推進センター （エル・ソーラ仙台）	移動書棚一部倒壊、室内用間仕切り倒壊
	せんだいメディアテーク、 市民図書館	7階天井落下、スプリンクラー・空調・照明等破損、3階南側窓 ガラス破損、地下2階集密書架の破損等
	広瀬図書館	内部一部亀裂
	宮城野図書館	外壁タイル・コンクリート片落下、外壁・内壁亀裂多数、外周一 部地盤沈下等
	榴岡図書館	内壁亀裂
	若林図書館	内壁亀裂等
	太白図書館	大型ガラス等破損、天吊り防煙板亀裂等
	泉図書館	大型ガラス多数破損、外壁・内壁亀裂多数、一部鉄筋露出等、屋 上ゴンドラレール湾曲、エレベーター破損
	歴史民俗資料館	外壁亀裂・剥離・剥落多数、窓枠・展示ケース亀裂多数
	泉岳少年自然の家	壁面・床面亀裂、浴室天窗破損、敷地の一部陥没等
文化施設	若林区文化センター	非常用自家発電機故障、ホールの天井・壁面一部落下、スプリン クラーヘッド水漏れ、駐車場スロープ等地盤沈下、スプリンクラ ー破損
	仙台市民会館	大ホール舞台設備損傷、外壁タイル剥離、駐車場壁剥離、天井一 部落下
	太白区文化センター	ホール天井一部落下、外壁一部落下、窓ガラス一部破損、内壁亀 裂
	泉文化創造センター （イズミティ 21）	大ホール天井一部落下、スプリンクラー作動水浸し、外壁内壁タ イル一部落下、
	戦災復興記念館	地盤沈下、排水菅損傷、外壁タイル剥離、内壁亀裂
	広瀬文化センター	ホール舞台上部一部落下、床面一部ひび割れ、排気ダクト脱落

	青年文化センター	シアターホール天井一部落下、スプリンクラー破損、壁面ガラス破損
	仙台文学館	駐車場法面崩落、水道管破裂、天井・壁破損、軒天井全面崩壊
	仙台国際センター	天井一部落下、照明一部落下、内部亀裂多数、ガラス破損
スポーツ施設	仙台市体育館 (温水プール含む)	スプリンクラー配管断裂、天井材・照明排気口の一部落下、防排垂壁および窓ガラス割れ、内壁一部落下、スピーカー・照明一部落下
	泉総合運動場	ガラス割れ、天井材一部落下・照明器具の脱落、武道館床隆起
	仙台市屋内グラウンド (シェルコムせんだい)	内壁一部脱落、インターロッキング一部液状化
	青葉体育館・武道館	天井材一部落下、スプリンクラー配管断裂、弓道場排気口等落下
	若林体育館	床一部隆起、天井から小ボルト等落下、外壁一部落下
	プール(鶴ヶ谷、葛岡、水の森、今泉、中田、宮城広瀬)	天井材一部落下、照明器具一部落下、漏水、設備配管の断裂

2. 施設の再開

各施設においては、被害状況に応じて復旧工事の内容や施設の再開方法を検討し、利用者への影響を最小限に抑えながら復旧工事を行い、最も早い施設では発災1カ月後から再開することができた。また、被害の程度に応じて、施設の部分開館や臨時窓口の開設等を実施し、一日も早い再開を望む市民に、速やかにサービスを実施するよう努めた。

生涯学習施設で実施する講座や展示事業等については、事業の内容を一部変更するとともに、休館が長引く施設についてはコミュニティ・センターや児童館等の施設を利用するなどして、できる限りの事業を実施した

市民センターについては震災による休館や避難所対応を優先した時期があったが、市民の再開要望に応じて再開が可能なセンターから順次事業を再開することとし、建物の被災状況や地域事情に合わせた事業を展開した。

図書館では玄関前等で臨時窓口を開設し、本の貸し出しや新聞の閲覧等を実施するなど少しでも市民へのサービスが提供できるよう取り組みながら、夏休みまでには大半

の施設を再開することができた。また、避難所での避難生活が長期化している方に向けて除籍本を活用して配本を行うとともに、希望のあった避難所を訪問して児童向けの読み聞かせの活動や児童館への出前お話を実施するなど、図書館の閉館中にも職員はさまざまな活動を行った。

スポーツ施設は建物自体には大きな被害がなかったものの、設備や天井等の構造物等の被害は大きく、復旧には時間を要したが、同一施設の中で復旧工事が完了したところから一部再開するなど、なるべく早期に市民が利用できるように対応した。

図表 17-3-2 主な施設の再開状況

施設名	部分開館日	全面再開日
博物館	4月29日	7月23日
せんだいメディアテーク	5月3日	平成24年 1月27日
歴史民俗資料館	—	7月9日
泉文化創造センター (イズミティ21)	9月1日	12月10日
青年文化センター	7月1日	7月29日
仙台文学館	—	6月24日
仙台国際センター	4月18日	8月1日

図表 17-3-3 主なスポーツ施設の再開状況

施設名	再開日	再開部分
仙台市体育館 (温水プール含む)	5月1日	第1競技場、温水プール除く
	7月3日	温水プール
	8月5日	全館
泉総合運動場	4月29日	庭球場、グラウンド
	5月1日	弓道場
	6月11日	サッカー場
	7月20日	屋外プール
	平成24年 1月5日	全館
青葉体育館 仙台市武道館	6月17日	トレーニング室
	7月11日	弓道場
	8月5日	競技場
	9月1日	全館
若林体育館	9月1日	全館
プール	4月29日	中田
	5月11日	根白石
	6月1日	葛岡
	6月27日	鶴ヶ谷、水の森

3. 再開後の活動

施設の再開後においては、地域に生じた新たな課題に対応した事業や、地域資料としての震災関連記録の収集・発信・保存への取り組みなどに対応する必要もあり、これらの事業についても予定していた事業を再編するなどし、可能な範囲で実施した。

①市民センター

震災の初期段階や復旧・復興に向け、地域では町内会や、中学生・高校生も含めたボランティアなど、多くの市民が協力して活動してきた経験を今後活かしていくため、発災後の地域の状況、対応を記録していくことが必要との考えのもと、各市民センターにおける懇談会等の機会を活用しながら情報を収集し、記録を行った。

一例として、複数の市民センターの合同企画により、被災時の食事のレシピやエピソード

等を市民から募り、「私はこうして凌いだー食の知恵袋ー」と題した小冊子の作成を行った。

②図書館

市民図書館の再開後には、東日本大震災に関連する書籍・雑誌等を幅広く収集し、館内に特設コーナーを設置した。特設コーナーでは、数多くの資料が展示・貸し出しされているほか、発災前後の航空写真、発災後1カ月間の新聞、行政資料等の閲覧を可能とした。

③ミュージアム施設

博物館や科学館等のミュージアム施設では、予定していた特別展等が一部中止となったが、施設再開後はおおむね予定どおりの展示事業を行うことができた。また、全国各地のミュージアム施設や専門機関等の厚意により、展示資料の貸し出しや研究成果の提供、著名な講師の派遣等を受け、復興支援イベントや展示事業を実施した。

一方で、被災した県内他市町のミュージアム施設の支援にも取り組み、文化財レスキュー事業等を通じて一時的に保管している被災施設の資料を活用した展示や連携イベント等を行った。

せんだいメディアテークでは、「3がつ11にちをわすれないためにセンター」を開設し、市民、専門家、スタッフの協働により、震災からの復旧・復興のプロセスを市民が独自に記録・発信する活動を開始し、映像の一部を専用のウェブサイトにおいて公開した。

このほか、各ミュージアム施設においても歴史的な視点、科学的な視点から地震や津波について学ぶパネル展示を実施するなど、それぞれの専門分野に応じて、震災復興に係わるさまざまな活動を行った。

4. 総括

今回の震災では、文化・スポーツ施設等において、一部では全壊判定となった施設があったものの、ほとんどの施設では建物自体に倒壊等の大きな被害が生じることはなかった。その一方で、天井や内壁、照明器具等の落下が多く、多くの施設で生じ、その修復に時間を要したことにより、結果として施設の再開時期が遅くなった。普段、文化・スポーツ施設等を利用している市民にとって施設等の一日も早い再開は、通常的生活に戻ったと感じられる大きな要因ともなりうることから、これらの施設については、できる限り早くの再開が望まれているところであり、今後は、施設内の天井や内壁、照明器具等の落下防止策など、施設の早期再開のための対策を講じておくことが重要である。

第4節 文化・スポーツの振興

1. 文化の振興

本市には数多くの文化施設があり、年間を通してさまざまなイベントやコンサート、催し物が開催されていたが、会場となる文化施設の被災による休館により数多くの文化イベントが中止になるなど市民が文化に触れる機会が失われていた。

本市では、財団法人仙台市市民文化事業団が、せんだいメディアテークをはじめ青年文化センター、イズミティ21、仙台文学館、歴史民俗資料館、地底の森ミュージアム等、多くの文化施設を運営していたが、被災により全ての施設の休館を余儀なくされた。その後、被災後の市民文化の復興に寄与するために、休館している施設の一日も早い再稼働に向けて業務を行い、復旧が完了した施設から順次再開し、多くの再開記念事業を行ったほか、中止となった事業も内容を変更して開催した。主な再開記念事業は次のとおりである。

■仙台文学館パネル展「文学にみる震災」

6月24日の再開に合わせ、「方丈記」「平家物語」といった古典から、関東大震災をめぐる芥川龍之介ら近代作家の文章、吉村昭の「三陸海岸大津波」などを取り上げ、厄災を生きた先人の心をたどるパネル展を実施した。

■青年文化センターコンサートホール復活演奏会

7月1日のホール再開に合わせ、7月2日に仙台フィルハーモニー管弦楽団、仙台オペラ協会、仙台市民合唱団による演奏会を行った。告知期間が限られていたにもかかわらず満席となり、ロビーでの仙台ジュニアオーケストラ有志アンサンブルの演奏も聴衆の温かい拍手に包まれた。

■イズミティ21再開記念・復興応援コンサート

部分再開中の11月5日、展示室で「NHK交響楽団メンバーと仲間たちの弦楽アンサンブルコンサート」を開催した。全館再開後の12月25日、大ホールにて第2回仙台国際音楽コンクール2位、日本音楽コンクール優勝のピアニスト高田匡隆の無料リサイタルを開催した。オープンリハーサルは乳幼児入場可としたことにより、育児中の世代にも喜ばれた。また、その際には宮城大学の学生が運営に参画し、市民協働の取り組みともなった。

内容を変更して実施した主な事業は次のとおりである。

■宝塚花組トップスタートークショー

会場の確保がかなわず全国ツアー仙台公演を中止し、入場無料のトークショーを代替実施した。

■仙台クラシックフェスティバル2011

前年度101回開催したホール公演を58回とし、代替として無料の「街なかコンサート」を23回開催した。

そのほかに行われた被災者支援の活動は次のとおりである。

■縄文の森広場による震災復興支援活動

若林区の4カ所のプレハブ仮設住宅で縄文の森広場ボランティア会の協力により勾玉づくり体験を実施した。

■仙台市震災復興のための芸術家派遣事業

実行委員会を組織し、学校や保育所に音楽や演劇、伝統芸能、舞踏、美術等の分野の芸術家を派遣するプログラムを138カ所で150回開催した。

このほか、本市では風評被害により観光客が減少したままの傾向が続いていたこと

から、震災復興に前向きに取り組む東北の姿を広く全国にアピールし、交流人口の拡大を図り、街に賑わいを取り戻すためのイベントとして、東北を代表する6つの夏祭りが初めて一同に会する「東北六魂祭」を7月16日と7月17日に開催した。

参加した祭は青森ねぶた祭、秋田竿燈まつり、盛岡さんさ踊り、山形花笠まつり、福島わらじまつり、そして仙台七夕まつりで、6つの祭りが定禅寺通をパレードする形で行われ、2日間の観客数は当初の予想の10万人を大きく上回り約36万人となるなど大勢の観客が会場に詰め掛け、安全を優先して一部のパレードの運行中止やコースを短縮せざるを得ないほどの盛り上がりを見せた。

本イベントは4月に青森市長が本市の市長に呼び掛ける形で始まり、災害からの復興を進めるには、まちに賑わいを取り戻していかなければならないとの共通の思いのもと、青森ねぶた祭と仙台七夕まつりとともに開催しようとの構想から、他の4つの祭りが開催されている4都市にも呼び掛ける形で実現されたものであるが、訪れた人は6つの祭りの競演と熱気を楽しみ沿道からは大きな歓声と拍手が沸き起こるなど成功のうちに終わった。

また、例年8月6日から8月8日にかけて開催される仙台七夕まつりも中心商店街を中心としたまつりの協賛会が例年どおりに開催し、仙台が市民一体となって復興へ取り組む姿を全国に示すことができた。平成23年の七夕まつりは平日の開催となったにもかかわらず、3日間の人出が200万人を超えるほどの盛況だった。

2. スポーツの振興

発災後はスポーツにおいても、被災した施設の休館や大会の自粛などにより、予定されていた多くのスポーツイベントが中止となった。

その後、スポーツ施設の復旧が進み、ス

ポーツ活動を待ち望む市民の声に応じて順次施設の利用を再開した。

一方、中止も検討されていたスポーツイベントについては、震災からの復興への願いや支援を目的に開催した。開催された主なスポーツイベントは次のとおりである。

■第29回全日本大学女子駅伝対校選手権大会「杜の都駅伝」

地区予選を勝ち抜いた大学女子チームによる駅伝競走大会。仙台市陸上競技場～勾当台公園市民広場をコースとして、10月23日に開催した。

■第10回日本バドミントンジュニアグランプリ2011

各都道府県から選抜された小・中・高のバドミントン選手による大会として、11月25日～27日に開催した。

■第31回全日本実業団対抗女子駅伝競走大会

地区予選を勝ち抜いた実業団女子による駅伝競走大会。松島町～仙台市陸上競技場をコースとして、12月18日に宮城県で初めて開催した。

■JPF Aクリスマスチャリティサッカー2011

東北選抜（東北地方に縁のあるプロサッカー選手）とJPF A（国内外の日本プロサッカー選手）による復興支援を目的としたチャリティマッチ。ユアテックスタジアム仙台を会場に12月23日に開催した。

■ジャパンラグビー2012 トップリーグオールスター仙台大会

トップチームのラグビー選手が、2チームに分かれて行ったオールスターによる復興支援を目的としたチャリティマッチ。ユアテックスタジアム仙台を会場に平成24年3月25日に開催した。

第5節 文化財・歴史的建造物等

1. 文化財等

(1) 文化財等の被害状況

今回の大きな地震の揺れによって、本市においても建造物や史跡を中心に多くの文化財が被災した。市内に所在する指定・登録文化財についても、指定文化財 223 件中 39 件、登録文化財 70 件中 31 件に被害が生じた。被害の程度は次のとおりとなっており、文化財種別では史跡のうち石造物や建造物を中心に大きな被害が生じた。

図表 17-5-1 指定・登録文化財の被害状況

指定・登録区分 (指定・登録件数)		被害数	被害の程度		
			重度	中度	軽度
指定	国指定 (34)	10	3	2	5
	県指定 (75)	6	0	1	5
	市指定 (114)	23	1	13	9
	小計 (223)	39	4	16	19
登録	国登録 (24)	4	0	3	1
	市登録 (46)	27	0	8	19
	小計 (70)	31	0	11	20
総計 (293)		70	4	27	39

※平成 23 年 5 月 30 日現在

(2) 被災後の対応

発災後、教育委員会の職員が速やかに市内を巡回し指定等文化財の被害調査等を行い被災状況の把握に努め、その上で倒壊による二次被害の危険性の高い建造物および史跡を優先して応急修理を行った。国指定の建造物や仙台城石垣復旧に係る災害復旧事業は、国庫補助により文化庁の指導を仰ぎながら復旧工事を進めた。また、市民が数多く訪れる史跡では、一部の観覧を行いながら復旧を行った。

①仙台城跡（国指定史跡）

仙台城跡では城内にある石垣が各所で変形・崩落し、本丸崖地では崩落・亀裂が生

じた。特に大手門北側の土塀は西端部が崩壊し、石垣も数カ所で崩落した。また、本丸北西石垣は大きく 3 カ所で崩落し、数カ所で変形が生じた。

復旧工事については、大手門北側土塀は国庫補助により平成 24 年 1 月より現況の計測、被災状況の詳細調査、復旧方法の検討などを行い、平成 24 年度から着手することとした。また、仙台城本丸北西石垣は史跡未指定地ではあるが仙台城跡の重要な遺構であり、石垣部分を中心に史跡として追加指定することについて地権者より了解を得たことから、国庫補助により復旧を行うこととした。復旧事業として平成 24 年 1 月より石垣全体の清掃と計測を行い、現況の記録化を図り、中門跡石垣とあわせて復旧工事の設計をし、工事は平成 24 年度から実施することとした。

写真 崩落した仙台城の本丸北西石垣



平成 23 年 4 月 15 日撮影

②陸奥国分寺薬師堂（国指定文化財）

陸奥国分寺薬師堂では、壁板の脱落や破損があったほか、連子窓の一部破損、土塁に亀裂が入るなど大きな被害を受けた。また、薬師堂内に納められている須弥壇や厨子も全体が正面側へ傾いたり、建物の一部が外れかけたりするなどの被害が生じた。

応急修理を行った後、国、県、市の補助

を活用して修理を実施し、平成 24 年度以降も継続することとした。

③経ヶ峯伊達家墓所（市指定史跡）

経ヶ峯伊達家墓所は、瑞鳳殿をはじめ各藩主霊屋の建物に大きな被害はなかったものの、敷地内の石垣や土塁が各所で変形、崩落し、ほぼ全ての石灯籠が転倒した。

修復工事は、立入防止柵を設置した上で市民への部分的な観覧を実施しつつ、瑞鳳殿北側石垣修復および善応殿手前、感仙殿手前の石垣修復、御子様御廟の修復、また施設破損箇所について発災翌月の 4 月から 8 月にかけて実施した。

④個人住宅発掘調査等

公共事業や開発行為に伴う発掘調査件数は減少したが、文化財保護法第九十三条による埋蔵文化財の発掘届は、震災による個人専用住宅の建替えが 5 月から増加したことから、平成 23 年度は前年度に比べ 122 件多い 427 件となり、個人専用住宅の発掘調査件数は、前年度の 39 件から倍増し、81 件であった。

⑤文化財レスキュー

文化財の一時保管や応急修理のために文化庁が要請した東北地方太平洋沖地震被災等救援活動（文化財レスキュー事業）や仙台市博物館による資料レスキュー活動のほか、宮城県美術刀剣保存協会による被災刀剣類レスキュー事業への広報支援・会場提供などの協力を行った。また、県内の文化財等の保存のために設置された宮城県被災文化財等保全連絡会議に参加し、関係機関との連携・協力を図った。

このほか、複数の民間業者のボランティアの協力を得て、未指定を含む被災文化財の復旧にあたるなど、官民によりさまざまな文化財のレスキュー活動を実施した。

（3）国への要望

文化財の災害復旧については、国指定の文化財は国庫補助制度があるものの、県・市指定の文化財については補助の対象外となっており、また登録文化財および未指定文化財についても補助制度はない。今回の震災ではこれら補助対象外の文化財にも大きな被害が生じており、その復旧には多大な費用負担を伴うことから、補助対象範囲の拡大や補助率の引上げなどの対策を講じるよう国に要望した。

（4）総括

教育委員会では、発災直後より避難所運営等の震災対応業務に携わりながら、可能な限り現地調査による指定等文化財の被害状況の確認や記録化を行うとともに、民間ボランティア等の協力を得ながら応急修理等を施し、被害の拡大防止に努めた。また、国庫補助等の活用により、修理に対する補助や修復への助言を行うなど、災害復旧に向けて取り組んだが、災害時の迅速な対応のためには、所有者の緊急連絡先等をはじめとする指定等文化財にかかる最新の基本情報を常に確認できるようにしておくとともに、関係者に対し災害に備えた対応の周知を行うなど、日ごろから連携協力が図られるようより一層努める必要がある。

2. 杜の都景観重要建造物

本市では、まちの景観形成に重要な役割を果たしている歴史的・文化的建築物や工作物・樹木等を「杜の都景観重要建造物等」に指定する制度を定めており、市内の 5 件の建造物を指定していたが、震災により 5 件すべてが、瓦や土壁が落下するなどの被害を受けた。都市整備局都市景観課では状況を調査し所有者の意向を確認した上で、特に被害の大きかった 3 件については修繕費用の一部を本市が助成することとした。また、残る 2 件についても所有者自らが修繕し、いずれも保全できることとなったが、

資材が不足し、施工業者の手配も困難を極めていることから、一部の建造物では平成23年度中に工事を完了することができなかった。